

議 第 21 号

令和7年 3月27日提出

熊本市立図書館設置条例施行規則の一部改正について

熊本市立図書館設置条例施行規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市立図書館設置条例施行規則（平成13年教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「副館長、主査その他必要な職員」を「、館長及び司書」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 図書館に、前項に規定するもののほか、副館長、館長補佐、主査その他必要な職員を置くことができる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（提出理由）

令和7年4月1日付け組織改編等に伴い、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

熊本市立図書館設置条例施行規則（平成１３年教育委員会規則第１９号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考																
（目的） 第1条 この規則は、熊本市立図書館設置条例（昭和28年条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （分館） 第1条の2 条例第1条第3項の規定により、熊本市立図書館（以下「図書館」という。）に次の分館を置く。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>熊本市立植木図書館</td><td>熊本市北区植木町岩野238番地1</td></tr><tr><td>熊本市立城南図書館</td><td>熊本市南区城南町舞原451番地9</td></tr><tr><td>熊本市立とみあい図書館</td><td>熊本市南区富合町清藤400番地</td></tr></table> 第2条～第28条 （略） （職員） 第29条 図書館に、<u>館長及び司書</u>を置く。 <u>2 図書館に、前項に規定するもののほか、副館長、館長補佐、主査その他必要な職員を置くことができる。</u> <u>3</u> 副館長の職には、当該副館長が特に担当することとされた事項を付すことができる。 <u>4</u> 分館に館長その他必要な職員を置く。 （専決）	名称	位置	熊本市立植木図書館	熊本市北区植木町岩野238番地1	熊本市立城南図書館	熊本市南区城南町舞原451番地9	熊本市立とみあい図書館	熊本市南区富合町清藤400番地	（目的） 第1条 この規則は、熊本市立図書館設置条例（昭和28年条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （分館） 第1条の2 条例第1条第3項の規定により、熊本市立図書館（以下「図書館」という。）に次の分館を置く。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>熊本市立植木図書館</td><td>熊本市北区植木町岩野238番地1</td></tr><tr><td>熊本市立城南図書館</td><td>熊本市南区城南町舞原451番地9</td></tr><tr><td>熊本市立とみあい図書館</td><td>熊本市南区富合町清藤400番地</td></tr></table> 第2条～第28条 （略） （職員） 第29条 図書館に<u>副館長、主査その他必要な職員</u>を置く。 <u>【新規】</u> <u>2</u> 副館長の職には、当該副館長が特に担当することとされた事項を付すことができる。 <u>3</u> 分館に館長その他必要な職員を置く。 （専決）	名称	位置	熊本市立植木図書館	熊本市北区植木町岩野238番地1	熊本市立城南図書館	熊本市南区城南町舞原451番地9	熊本市立とみあい図書館	熊本市南区富合町清藤400番地	○図書館法 第十三条(職員) 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第十五条において「特定図書館」という。))にあつては、当該特定地方公共団体の長)が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。 ○熊本市立図書館設置条例 第3条(職員) 法第13条第1項の規定により、図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。
名称	位置																	
熊本市立植木図書館	熊本市北区植木町岩野238番地1																	
熊本市立城南図書館	熊本市南区城南町舞原451番地9																	
熊本市立とみあい図書館	熊本市南区富合町清藤400番地																	
名称	位置																	
熊本市立植木図書館	熊本市北区植木町岩野238番地1																	
熊本市立城南図書館	熊本市南区城南町舞原451番地9																	
熊本市立とみあい図書館	熊本市南区富合町清藤400番地																	

第30条 熊本市立図書館長（以下「図書館長」という。）は、熊本市教育委員会事務局事務専決規程（平成28年教育長訓令第2号。以下「事務局専決規程」という。）第4条に規定する課長共通専決事項を専決することができる。 2 事務局専決規程第9条は、前項の規定により専決する場合に準用する。 3 分館の館長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1) 所属職員の旅行命令に関すること。 (2) 所属職員の服務に関すること。 (3) 分館の管理及び運営に関すること。 (4) 分館の事業の企画及び実施に関すること。 (5) 図書館等との連絡調整に関すること。 (6) 前各号に準ずること。 4 副館長は、事務局専決規程第5条に規定する事項を専決することができる。 5 主査は、事務局専決規程第8条に規定する事項を専決することができる。 （館長の職務の代行） 第31条 図書館長に事故があるとき、又は図書館長が欠けたときは、副館長がその職務を代行する。 第32条～第35条 （略） 附 則 （略）	第30条 熊本市立図書館長（以下「図書館長」という。）は、熊本市教育委員会事務局事務専決規程（平成28年教育長訓令第2号。以下「事務局専決規程」という。）第4条に規定する課長共通専決事項を専決することができる。 2 事務局専決規程第9条は、前項の規定により専決する場合に準用する。 3 分館の館長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1) 所属職員の旅行命令に関すること。 (2) 所属職員の服務に関すること。 (3) 分館の管理及び運営に関すること。 (4) 分館の事業の企画及び実施に関すること。 (5) 図書館等との連絡調整に関すること。 (6) 前各号に準ずること。 4 副館長は、事務局専決規程第5条に規定する事項を専決することができる。 5 主査は、事務局専決規程第8条に規定する事項を専決することができる。 （館長の職務の代行） 第31条 図書館長に事故があるとき、又は図書館長が欠けたときは、副館長がその職務を代行する。 第32条～第35条 （略） 附 則 （略）
---	---

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。